

# 川崎市基幹的職員研修事業実施要綱

平成 23 年 12 月 1 日  
23 川市こ福第 861 号  
こども本部長専決

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「対象施設」という。）の職員を対象として実施する基幹的職員研修事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (事業目的)

第 2 条 この事業は、社会的養護を必要とする子どもの数が増加し、虐待等子どもの抱える背景の多様化が指摘されている状況を踏まえ、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するにあたり、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要があることから、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を養成するための研修を実施することをもって、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、事業のうち、基幹的職員研修（以下「研修」という。）の実施に係る部分を市長が適当と認めた者に委託して実施することができる。

## (基幹的職員の主な業務)

第 4 条 基幹的職員の主な業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入所児童の支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理を行うこと。
- (2) 地域の社会資源等について理解し、関係機関との連携において中心的な役割を果たすこと。

- (3) 職員に対する適切な指導・教育（スーパーバイズ）及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行うこと。

(研修の受講対象者)

第5条 研修の受講対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 本市の所管する対象施設の職員であること。
- (2) 対象施設等における、直接支援や相談支援などの業務の実務経験がおおむね10年以上であること。
- (3) 人格円満で、児童福祉に関し相当の知識・経験を有し、基幹的職員の候補者として適任であるとして、施設長の推薦があること。

(研修の実施方法及び実施内容)

第6条 研修の実施は、講義及び事例を用いた演習を前期・後期の2期に分けて行うこととし、その内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の管理・運営（マネジメント）に関すること。
- (2) 職員への指導（スーパーバイズ）やメンタルヘルスに関すること。
- (3) 子どもの権利擁護に関すること。
- (4) 施設における日常的なケアに関すること。
- (5) 施設における専門的なケア（心理治療等）に関すること。
- (6) 子どもの発達に関すること。
- (7) アセスメントに関すること。
- (8) ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること。
- (9) 家族支援及びソーシャルワークに関すること。
- (10) 関係機関との連携に関すること。
- (11) 社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること。
- (12) 前号に掲げるもののほか、基幹的職員に必要と思われる内容に関すること。

(研修の講師)

第7条 研修の講師は、国が行う研修指導者養成研修を修了している者その他児童福祉に関する見識を有し、前条の講義及び演習を適切に実施できる者とする。

(研修の申込み)

第8条 対象施設の施設長は、基幹的職員の候補者として適任とする職員に研修を受講させようとするときは、基幹的職員研修受講申込書兼推薦書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（修了認定等）

第9条 市長は、研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行い、基幹的職員研修 修了証書（第2号様式。以下「修了証書」という。）を交付するものとする。

2 第3条ただし書きの規定により、研修の実施を委託した場合にあつては、当該委託先が行う評価に基づいて市長が修了認定を行い、修了証書を交付するものとする。

3 市長は、第2項の規定により、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録し、保管しなければならない。

（基幹的職員加算）

第10条 市長は、修了証書の交付日の属する月の翌月から「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁通知）」に定める基幹的職員加算を支弁するものとする。この場合において、基幹的職員加算の対象は1施設当たり1名とする。

（庶務）

第11条 この事業の庶務は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

第1号様式

基幹的職員研修受講申込書兼推薦書

施設種別	
施設名	
ふりがな	
受講者氏名	
生年月日	年 月 日生
職歴	
施設における現在の職務	

上記の者を、基幹的職員研修受講者として推薦し、申し込みます。

年 月 日

川崎市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

申込者 施設名 \_\_\_\_\_

施設長名 \_\_\_\_\_

第 号

# 基幹的職員研修 修了証書

施設名

受講者名

あなたは、基幹的職員研修において、  
所定の課程を修了したことを証しま  
す。

年 月 日

川崎市長

KAWASAKI CITY